

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国営飛鳥歴史公園事務所長から次のとおり公共測量を実施するこ
とについて通知がありました。

平成二十七年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（数値写真撮影及び数値地形図データ作成）

二 測量の地域 国営飛鳥歴史公園及び国営平城宮跡歴史公園周辺（橿原市、桜井市、

高市郡明日香村、高市郡高取町の一部及び奈良市の一部）

三 測量の期間 平成二十七年二月九日から同年三月二十七日まで